

第87号議案

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例

第1条中「もの」の次に「（以下「資本金等」という。）」を、「出資し」の次に「、又は県が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、若しくは損失補償を行う等その者のために債務を負担し」を加え、「出資法人」を「出資法人等」に改める。

第2条第1項中「出資法人」を「出資法人等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 この条例において「評価対象法人」とは、次の各号のいずれかに該当する出資法人等として別表に掲げるものをいう。

- (1) 県が資本金等の2分の1以上を出資している法人
- (2) 県がその者のためにその資本金等の2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している法人
- (3) 県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
- (4) 県がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
- (5) 県が資本金等の4分の1未満を出資している法人又はその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する特別の事情があ

ると認められるもの

第3条中「出資法人」を「出資法人等」に改める。

「 財団法人島根県環境管理センター（平成4年3月4日に財団法人島根県廃棄物管理センターという名称で設立された法人をい別表中 う。） を

財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。） 」

「 財団法人島根県環境管理センター（平成4年3月4日に財団法人島根県廃棄物管理センターという名称で設立された法人をい に改める。う。） 」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。